

品川区高齢者福祉電話貸与事業実施要綱

制定	昭和48年10月1日		
改正	昭和52年4月1日	要綱第	号
改正	昭和53年4月1日	要綱第	号
改正	昭和61年8月1日	要綱第164号	
改正	平成7年4月28日	要綱第29号	
改正	平成9年4月18日	要綱第48号	
改正	平成17年2月8日	要綱第4号	

(目的)

第1条 この事業は、ひとり暮らし高齢者等に福祉電話を貸与（区長が電話加入権を有する電話を高齢者の居宅に設置することをいう。以下同じ）することにより、高齢者の安否の確認、その他各種の相談を関係機関の協力を得て行い、もって孤独感の解消並びに各種サービスを提供することを目的とする。

(貸与対象世帯)

第2条 この事業の対象世帯は、区内に住所を有し、次の各号すべての要件(以下「資格要件」という)に該当する世帯で、定期的に安否の確認を行う必要があると認められる世帯とする。

ただし、区長が特に必要と認めた世帯はこの限りではない。

- (1) 65歳以上のひとり暮らし世帯または世帯全員が65歳以上である世帯。
- (2) 近隣に親族が居住していないこと。
- (3) 生計中心者の住民税が非課税の世帯。

(貸与の決定)

第3条 貸与の決定は、次の方法による。

- (1) 福祉電話の貸与を希望する世帯は、高齢者福祉電話貸与申請書(第1号様式)を区長に提出するものとする。
- (2) 区長は、申請書を受理したときは、第2条による資格要件に該当するか否かを調査し決定する。
- (3) 区長は、前項の決定をしたときは、申請書に対し高齢者福祉電話貸与決定通知書(第2号様式)、または高齢者福祉電話貸与却下通知書(第3号様式)により通知するものとする。

(選定委員会)

第4条 区長は、第3条の決定をするときは、真に福祉電話の貸与が必要であるか否かについて選定委員会の意見を徴する。

2 選定委員会は、職員のうちから区長が選任した者をもって構成する。

(電話訪問員の設置及び活動)

第5条 区長は、貸与世帯に対して、次の各号の活動を行うために訪問員をおくものとする。

- (1) 電話による定期的な安否の確認
- (2) 各種相談の受付及びこれに対する助言並びに関係機関への取り次ぎ。
- (3) その他第1条の目的を達成するために必要なこと

2 訪問員は、次の者のなかから区長が選定する。

- (1) 高齢者相談員。
- (2) その他区長が適当と認める者。

(電話貸与の取り消し)

第6条 区長は、貸与世帯の次の各号の一に該当する場合は、電話の貸与を取り消すものとする。

- (1) 資格要件に該当しなくなったとき。
ただし、第2条第1項第3号の資格要件についてはこの限りでない。
- (2) いつわりの申請によって電話の貸与を受けたとき。
- (3) 継続した入院等の期間がおおむね6ヶ月を超えた時。
- (4) 老人福祉法に基づく老人福祉施設その他施設に入所したとき。
- (5) 善良なる管理者の注意を怠ったとき。
- (6) その他、区長が電話を貸与する必要があると認めたととき。

2 区長は、電話貸与の取り消しを行う場合は、高齢者福祉電話貸与解除通知書(第4号様式)を貸与世帯に通知するものとする。

(電話の使用上の注意)

第7条 利用者は善良なる管理者の注意を持って貸与された電話を使用しなければならない。

(関係機関の通知)

第8条 区長は、貸与世帯を決定したときは、関係機関にその旨を通知するものとする。

(細目)

第9条 この要綱の実施細目について必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、昭和48年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は、昭和52年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、昭和53年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、昭和 61 年 8 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、平成 7 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、平成 9 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から適用する。